鳥取県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 鳥取市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

国中谷川(I-1-1-8-24)、深谷川(I-1-1-10-1)、杣小屋谷川(I-1-1-10-2)、 根木谷川(I-1-1-10-3)、上稲常谷川(I-1-1-10-4)、大平川(I-1-1-10-5)、三 谷谷川(I-1-1-10-6)、福和田谷川(I-1-1-10-7)、釜口谷川(I-1-1-10-8)、六 日市中谷川 (I-1-1-10-10) 、和奈見谷川 (I-1-1-10-11) 、奥の谷川 (I-1-1-10-12) 、 クモ谷川 (I-1-1-10-13)、上今西川 (I-1-1-10-16)、小倉川 (I-1-1-10-17)、大 空川(I-1-1-10-18)、福田谷川(I-1-1-10-25)、三百川(I-1-1-10-26)、下佐貫 谷川(I-1-1-10-28)、鹿野谷川(I-1-1-10-30)、本角川(I-1-1-10-32)、小谷川(I - 1 - 1 - 10-33) 、中谷川(I-1-1-10-35) 、奥谷川(I-1-1-10-36) 、通り谷川(I-1-1-10-40) 、桶ヶ谷川(I-1-1-10-41)、中代東平川(I-1-1-10-43)、谷一水川(I-1-1-10-46) 、大ざく谷川(I-1-1-10-49)、長瀬中谷川(I-1-1-10-50)、下新田谷川(I-1-1-10-50) 1-1-10-52) 、下片山谷川(I-1-1-10-53)、佐貫谷川(I-1-1-10-56)、中新田谷川(I-1-1-1-10-2)、新谷川(II-1-1-10-3)、上新田谷川(II-1-1-10-4)、新田谷川(II-1-1-1-10-5)、奥下新田谷川(II-1-1-10-6)、奥新田谷川(II-1-1-10-7)、三滝谷 川 ($\Pi - 1 - 1 - 10 - 8$)、落河内川 ($\Pi - 1 - 1 - 10 - 9$)、白口谷川 ($\Pi - 1 - 1 - 10 - 10$)、釜ヶ谷 川($\Pi-1-1-10-11$)、下落河内谷川($\Pi-1-1-10-12$)、六日市上谷川($\Pi-1-1-10-20$)、 大智谷川 (II - 1 - 1 - 10 - 21)、大月谷川 (II - 1 - 1 - 10 - 22)、日柄谷川 (II - 1 - 1 - 10 - 23)、 尾上谷川($\Pi-1-1-10-24$)、小河内川($\Pi-1-1-10-27$)、船谷川($\Pi-1-1-10-28$)、上田 中谷川 (II-1-1-10-29)、小畑谷川 (II-1-1-10-30)、北牛戸谷川 (II-1-1-10-31)、天 神原川(Π -1-1-10-32)、谷一木下谷川(Π -1-1-10-34)、谷一木中谷川(Π -1-1-10-35)、 谷一木上谷川 (Π -1-1-10-36)、長瀬谷川 (Π -1-1-10-37)、引野谷川 (Π -1-1-10-38)、 上ミ岡谷川 (II-1-1-10-39)、小畑谷川 (III-1-1-10-4)

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 島取市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

北村地区(I-400)、滝ノ平地区(I-401)、神馬A地区(I-402)、神馬B地区(I-403)、小河内地区(I-404)、小倉地区(I-407)、今西A地区(I-409)、今西B地区(I-410)、奥ノ谷地区

(I-411)、大門地区(I-412)、高福地区(I-415)、棚組地区(I-416)、谷一木地区(I-421)、 渡一木C地区(I-424)、上山手地区(I-426)、山滝谷地区(I-427)、稲常A地区(I-428)、稲 常B地区(I-429)、水火地区(I-430)、中井A地区(I-1118)、中井B地区(I-1119)、大平地 区 (I-1122) 、下谷地区 (I-1124) 、谷一木B地区 (I-1280) 、正法寺地区 (I-1281) 、小畑地区 (I-1282)、西土居地区(I-1283)、西土居B地区(I-1284)、小倉B地区(I-1285)、水根地区 (I-1286)、北村B地区 (I-1287)、下曳田B地区 (I-人工1120)、上渡一木地区 (I-人工1121)、 本角地区 $(I - 人 I - \Delta I -$ 下曳田地区(I-人工419)、渡一木B地区(I-人工423)、坂根地区(II-2335)、坂根B地区(II-2336)、 坂根C地区(II-2337)、片山地区(II-2338)、長瀬B地区(II-2339)、奥長瀬地区(II-2340)、谷 一木C地区 (Ⅱ -2341)、谷一木D地区 (Ⅱ -2342)、渡一木D地区 (Ⅱ -2343)、下曳田C地区 (Ⅱ -2344)、 引野地区(Ⅱ-2346)、佐貫地区(Ⅱ-2347)、中村地区(Ⅱ-2348)、水根B地区(Ⅱ-2349)、水根C 地区 ($\Pi - 2350$)、水根D地区 ($\Pi - 2351$)、水根E地区 ($\Pi - 2352$)、荒倉地区 ($\Pi - 2353$)、水根F地 区 (II-2354)、山上地区 (II-2355)、山上B地区 (II-2356)、西土居C地区 (II-2357)、小倉C地 区 $(\Pi - 2358)$ 、小倉D地区 $(\Pi - 2359)$ 、小倉E地区 $(\Pi - 2360)$ 、牛戸地区 $(\Pi - 2361)$ 、牛戸B地区 (Ⅱ-2362)、本鹿地区(Ⅱ-2363)、小河内地区(Ⅱ-2364)、小河内B地区(Ⅱ-2365)、小河内C地 区(II-2366)、神馬C地区(II-2367)、湯谷地区(II-2368)、小畑地区(II-2369)、田中地区(II-2370) 、河原畑地区(II-2371)、落河内地区(II-2372)、落河内B地区(II-2373)、落河内C地区 (II −2374)、落河内D地区(II −2375)、正法寺B地区(II −人工2345)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)